平成２２年（フ）第２４５０号
札幌市北区新琴似12条10丁目３番35号　平中マンション１階３号
債務者　岩本　力男
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５１号
札幌市北区新琴似12条10丁目３番35号　平中マンション１階３号
債務者　岩本　早苗
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６７号
札幌市中央区南12条西10丁目１番21号　エスコートK12―102号
債務者　北川　麻衣（旧姓河合）
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４７１号
札幌市中央区南28条西12丁目３番27―607号
債務者　飯田　　環
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８６号
札幌市南区石山東３丁目19番11号
債務者　大沼　義季
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８７号
札幌市南区石山東３丁目19番11号
債務者　大沼まゆみ
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１０号
札幌市北区新琴似12条７丁目１番５号　リバティタウンＤ棟102号
債務者　岡本　裕司
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１１号
札幌市北区新琴似12条７丁目１番５号　リバティタウンＤ棟102号
債務者　岡本小百合
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４４号
札幌市北区新琴似２条13丁目９番32―108号
債務者　渡邊　幸一
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５０号
北海道石狩市緑ケ原１丁目16番地
債務者　横山　軍一
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５３号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　南６条ダイヤハイツ308号
債務者　上田　香織
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７８号
札幌市豊平区平岸４条６丁目１番11―303号
債務者　高橋　浩人
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９９号
札幌市南区真駒内本町５丁目７番６―101号
債務者　小田由美子（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６２９号
札幌市北区新琴似３条２丁目８番１号　太陽荘202号
債務者　須藤　俊之
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３６号
札幌市白石区中央２条１丁目３番４―102号
債務者　原田　美佳（旧姓宮崎）
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４２号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目１番30号　コーポフロンティア103号
債務者　高橋　　亘
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４５号
札幌市西区山の手５条10丁目１番25号
債務者　宮本　智美
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９号
北海道網走市つくしケ丘６丁目11番１―４号
債務者　加藤　次雄
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係